平成２５年（フ）第１９６号
埼玉県川越市大字今福242番地７　浦林ハイツ１号室、前住所埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘27番地16　レクセルマンション鶴ヶ島205号
債務者　坂本　丈司
１　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２０５号
埼玉県富士見市西みずほ台１丁目21番地20西みずほ台マンション307、前住所埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢332番地１　サンクレイドルみずほ台505号
債務者　清水喜美枝
１　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１３４号
埼玉県熊谷市拾六間782番地65
債務者　森　　京子
１　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１５７号
神奈川県厚木市愛名927番地26
債務者　根本　三男
１　決定年月日時　平成25年５月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２１０号
神奈川県平塚市東真土３丁目２番６号　コーポ第２志乃婦荘102号
債務者　菊池　大輔
１　決定年月日時　平成25年５月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４０号
香川県丸亀市津森町574番地１
債務者　横山　真美（旧姓桂・谷相）
１　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第１４９号
沖縄県浦添市大平１丁目12番１―202号　コーポ池田
債務者　又吉　綾乃（旧姓金城）
１　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１５１号
沖縄県中頭郡西原町字上原131番地の３　パレスくがに205号
債務者　仲村紫乃恵（旧姓大城）
１　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２９号
北海道滝川市空知町３丁目12番１―1007号　啓南団地
債務者　居森　有希
１　決定年月日時　平成25年５月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第３０号
北海道滝川市空知町１丁目８番23号　Ｆｅｒｎａｎｄ102号室
債務者　菊地　祐美
１　決定年月日時　平成25年５月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第３２号
北海道滝川市西町６丁目４番７号
債務者　坂井　信夫
１　決定年月日時　平成25年５月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第１８号
山形県鶴岡市日和田町12番12号　ハイムアイランドＡ―３、前住所山形県東田川郡三川町大字猪子甲143番地
債務者　佐藤　千尋
１　決定年月日時　平成25年５月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２５年（フ）第２６号
福島県大沼郡会津美里町字松原際甲2176番地、前住所福島県大沼郡会津美里町字新用地254番地　新用地団地12棟Ｂ号
債務者　小林　純子
１　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第３０号
福島県会津若松市橋本２丁目１番25号、前住所福島県会津若松市橋本１丁目５番21号　５号室
債務者　滝田　　誠
１　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第１９９号
神奈川県足柄上郡山北町向原4043番地７
債務者　石井　てる
１　決定年月日時　平成25年５月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２２５号
神奈川県厚木市及川２丁目９番２―211号
債務者　千葉　和紀
１　決定年月日時　平成25年５月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３３号
新潟県新発田市御幸町３丁目９番10号
債務者　奈良橋優香
１　決定年月日時　平成25年５月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
新潟地方裁判所新発田支部